議事日程第5号

平成30年9月10日(月)

- 第1 議案上程(議案第62号から第69号まで及び報告第7号) 議案説明、質疑、常任委員会付託
- 第2 予算特別委員付託
- 第3 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番中田謙三 2番 笹 川 圭 光 3番 畠 山 富 勝 4番 伊藤宗 就 5番 鈴 木 元 章 6番 佐々木 克 広 8番 佐 10番 佐 藤 誠 7番 船木正 博 藤 巳次郎 11番中田敏彦 12番 進 藤 優 子 13番 船 橋 金 弘 14番 米 谷 勝 15番 三 浦利通 16番安田 健次郎 17番 古 仲 清 尚 18番 吉 田 清 孝

欠席議員(1人)

9番 小 松 穂 積

議会事務局職員出席者

 事務局長
 畠山隆之

 副事務局長
 杉本一也

 主席主査
 三浦大作

 主 査 吉田
 平

地方自治法第121条による出席者

市長营原広二副市長笠井潤

教 育 長 栗 森 貢 総務企画部長 木 道 晴 船 観光文化スホ。一ツ部長 藤 原 誠 教育次長 目 黒 雪 子 企画政策課長 端 隆 八 公 財 政 課 長 村 \mathbb{H} 力 福祉課長 小澤田 _ 志 観光課長 清 水 康 成 農林水産課長 武 \mathbb{H} 誠 会計管理者 菅 原 信 監査事務局長 鈴 木 健 上下水道課長 真 壁 孝 彦 農委事務局長 (農林水産課長併任) 監查委員 誠 鈴 木 市民福祉部長 柏 崎 潤 産業建設部長 佐 藤 透 企業局長 木 元 義 博 総務課長 政 信 Щ 田 税務課長 原 \mathbb{H} 徹 生活環境課長 伊 藤 文 興 文化スポーツ課長 \mathbb{H} 栄 鎌 病院事務局長 菅 原 長 学校教育課長 加 藤 和 彦 企業局管理課長 太 \mathbb{H} 穣 (総務課長併任) 選管事務局長

午前10時00分開 議

○議長(吉田清孝君) おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

小松穂積君から欠席の届け出があります。

○議長(吉田清孝君) 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第62号から第69号まで及び報告第7号を一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第1、議案第62号から第69号まで及び報告第7号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長(船木道晴君) おはようございます。

それでは、私から議案第64号男鹿市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページをお願いいたします。

本議案は、地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

この男鹿市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例につきましては、地域再生法に基づき秋田県が国から認定を受けた秋田県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトに基づき、本社機能を移転または拡充した企業に対し、固定資産税の不均一課税を行い、地域における雇用機会の創出など地域の活力の再生を推進するということで、平成28年9月に制定したものであります。このたびの地域再生法の一部改正によりまして、課税の特例を受けられる地域として、従来の地方活力向上地域、これは主に三大都市圏の産業及び人口が集中する地域以外の地域で、地域の活力を図ることが特に必要な地域のことでございますが、この地方活力向上地域に加え、近畿圏中心部及び中部圏中心部も準地方活力向上地域として対象となったことに伴い、本条例で引用しております「地域再生法第5条第4項第5

号」を「第5条第4項第5号イ」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」にそれぞれ改めるものであります。

条例の施行期日は、公布の日であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますようよろしくお願い申し 上げます。

○議長(吉田清孝君) 次に、藤原観光文化スポーツ部長の説明を求めます。藤原観光 文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) おはようございます。

私からは、観光文化スポーツ部に関する議案第65号についてご説明いたします。 恐れ入りますが、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第65号男鹿市公園条例等の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことを推進するため、有料体育施設について、平成22年度から市民の利用を無料とし、一定の成果を得ている一方、施設利用者の固定化や利用料金制度による指定管理での運営における課題もあらわれてきております。このことから、利用者の受益者負担のあり方を検討するとともに、利用者サービスを充実することにより、さらなる利用促進を図るため、男鹿市公園条例ほか4条例の利用料金等について、関係条文を整理し、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

関係条例の一部改正の主な内容でありますが、指定管理者の不在等の場合における管理についての条文を追加するとともに、別表において、利用区分について、「市内」、「市内と市外の共同」、「市外」の区分を廃止し、「一般」と「高校生以下」とするものであります。

また、利用料金については、近隣自治体の金額を参考に設定しており、高校生以下は基本的に無料とするものであります。

条文の第1条は、男鹿市公園条例の一部改正の規定であります。

下段の別表1は、若美総合体育館の利用料金表であります。

次のページをお願いします。

別表第2は、若美中央公園球場の利用料金であります。

次のページをお願いいたします。

別表第3は、若美スキー場及びロープリフト利用料金表であります。

第2条は、男鹿市若美球場条例の一部改正の規定であります。

次のページをお願いいたします。

別表は、野球場の利用料金表であります。

第3条は、男鹿市B&G海洋センター条例の一部改正の規定であります。

本施設については、当初から無料施設として運営してきたことから、有料化に伴い、文言の整理を行うとともに、新たに利用料金等の規定を追加したものであります。

11ページをお願いいたします。

上段の別表は、男鹿市B&G海洋センターの利用料金表であります。体育館については、脇本公民館に隣接した体育館で、地区の公民館活動が主となることから、他の公民館の体育館と同様、無料としております。

第4条は、男鹿市サンワーク男鹿条例の一部改正についての規定であります。

次のページをお願いいたします。

別表は、サンワーク男鹿の利用料金表であります。体育室を有料としております。

第5条は、男鹿市トレーニングセンター条例の一部改正の規定であります。

次のページをお願いします。

別表は、男鹿市トレーニングセンターの利用料金表であります。

附則の第1項は施行期日で、公布の日からとするものであります。

附則の第2項は経過措置であります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(吉田清孝君) 次に、佐藤産業建設部長の説明を求めます。佐藤産業建設部長 【産業建設部長 佐藤透君 登壇】
- ○産業建設部長(佐藤透君) おはようございます。

私からは、産業建設部に関する議案第66号、議案第67号及び議案第68号の3件についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書14ページをお願いいたします。

まず、議案第66号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、議案第65号と同様に、指定管理における体育施設の市民利用を有料化することに伴い、有料公園施設の利用料金を改めるため条文を整理し、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

一部改正の主な内容ですが、指定管理者の不在等の場合における管理について、条文を追加するとともに、別表において、「児童、学生、生徒」の表記を「高校生以下」に改め、利用者区分を「一般」と「高校生以下」の2区分に、「市内」、「市内と市外の共同」、「市外」の区分を廃止し、施設により「平日」と「土日・休日」の2区分であった区分についても廃止するものであります。

また、利用料金については、近隣自治体の金額を参考に設定しており、高校生以下は基本的に無料とするものであります。

下段の別表3は、有料公園施設の利用料金一覧表でありますが、15ページから19ページまでとなっております。

- 15ページは、船越近隣公園、金川近隣公園の有料施設の利用料金表であります。
- 16ページをお願いします。
- 16ページから18ページにかけては、男鹿市総合運動公園の野球場、テニスコート、陸上競技場、球技場、総合体育館、弓道場の利用料金表であります。
 - 19ページをお願いします。

附則の第1項は施行期日で、公布の日からとするものであります。

附則の第2項及び第3項は経過措置であります。

議案書21ページをお願いします。

次に、議案第67号市道の廃止についてであります。

本議案は、大潟村の南部排水場へつながる道路について、県からの移管を受け、市 道として管理するため、大堤下千間八郎新田線と渡部13号線をいったん廃止するも のであります。

23ページをお願いします。

次に、議案第68号市道の認定についてであります。

本議案は、いったん廃止した大堤下千間八郎新田線に延長135メートルを追加し、延長2,541メートルに、また、渡部13号線に延長12メートルを追加し、延長1,773メートルとして認定するものであります。このほか、船越内子地区の開発行為による1路線、延長75メートルを内子41号線として新たに認定するものであります。

説明は以上でありますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上 げます。

○議長(吉田清孝君) これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

16番安田健次郎君の発言を許します。16番

○16番(安田健次郎君) おはようございます。

私からは、議案第65号、そして第66号、関連性がありますので2つの議案一括して質問したいと思います。

1つは男鹿市公園条例の一部改正する条例。中身については、若美総合体育館、中央公園球場、スキー場、若美球場、B&G海洋センター、サンワーク、トレーニングセンターということです。で、担当の方が変わるんですけども、議案第66号は都市公園、「都市」がついてるわけですけども、これは船越近隣公園の相撲場とか金川の健康広場、プール、男鹿市総合運動公園のそれぞれの場所のようですけども、いずれこの10カ所の有料化という議案だというふうに私は思っています。で、今の大まかな説明がありましたんですけれども、簡単に言いますと、この条例、まあ今までは、この間議会運営委員会でもちょこっと聞いたんだけども、新設、今まで無料であったものが新規の料金徴収になるということだったんで、あれっと思って、改正じゃなくて新たな条例じゃねえかと思ったんだけれども、要は、一部、ほかからも料金とってるということもあって一部条例改正という提案だようであります。

で、この1つは、先ほど部長の説明で、ちょっと早口で私聞き取れなかったんだけ ども、最初理由的なことを言って、その後の方で利用を促進するとかサービスを提供 するという提案説明あったわけだけれども、果たして、最後のまあ語尾の話を聞くだけじゃないんだけれども、有料化してどれだけサービス向上なり、利用者の増につながるのかという点では、単純に思ったんですけれども、果たしてそうなのかなというふうに私なりに感じました。で、特にこの改めて提案理由の中に一部あったと思うんだけれども、なぜ値上げしなきゃならないのかと。この理由について、まず市長からでも担当からでも、きちっとした理由を市民の前に明らかにしていただきたいということであります。

さらに、通告上いろいろ三つ四つ挙げましたけれども、順序まあ不同だとしてもね、まず最初の値上げの理由のほかに、2つ目になると思うんですけれども、2つ目とか3つ目とかっていう言い方抜きにして、例えば、利用者の合計10カ所のこの利用者数、これをまあきちっと把握した上で積算してると思うんだけれども、そして同時に、その利用者数にこの今の新規の利用料金をまあ積算してみるとわかると思うんだけども、金額はどの程度になる、おおよそ。これはまあ不確定になるわけだけれども、どの程度と見込んでいるのかお聞かせ願いたいなというふうに思うんです。

で、4つ目になるわけだけども、まあ有料と利用料ですけども、それから4つ目になるわけだけれども、スポーツ振興を市長はもう蘇らせるということで、スポーツも含めて健康寿命増進というふうにつながる意味でスポーツ振興、いろんなイベントをまあ対外的に男鹿市の場合、結構あるわけですけれども、まあ駅伝なり、メロンマラソンなり、中村さんのつてでバスケットボールなり、いろんなこう全県的にこうある程度知名度のあるスポーツイベントやってるわけだけども、こういうことに対して、底辺のスポーツ振興があるからこそ、こういう盛り上がりがあると私は思ってるんだけども、ラグビーも含めてね。しかし、有料化するとなると、まあ私はいつも言ってるんだけれども、弱者利用、この方々への利用料っていうのが、利用者っていうのは、もしかしたら減るんじゃないかという危惧を持ってね、このスポーツ振興の弊害にならないかなっていう、いらぬ心配をしてます、私は。この点についてはどう考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

同時に、これも関連するんだけども、まあ言い換えれば6番目になるのかな。住みよい地域づくりっていうかね、まあ移住・定住、男鹿市のね優れた文化を売り物にして、いい男鹿市だという宣伝して、この間の広報の8月号にもあったようにね、他の

方からすばらしい男鹿市だから盛り上げようやっていう応援隊も出てるわけだけども、しかし、そういう、私この間一般質問でワーストの話をさせていただきました。大変失礼だったんだけども。私自身が心傷むことなんだけれども。そういう意味でも、定住とか移住とかね人口増だとか少子化対策含めて、こういうすべからく有料化的な行政が進んでいくと、果たしてどうなのかなと。いわゆるオール男鹿という点に水を差すということにつながらないかという危惧を、私この間一般質問でも言ったんだけどね、そういう思いがするんです。極力、一人は万人、万人は一人のためにっていうことあるんだけど、今の男鹿市の場合、そこら辺が大切なんじゃないか。一人一人を大事にしなければ、行く末非常に疑心暗鬼になるというふうに私は思うんです。その点では、果たして地域づくりの面ではどうなのかと。その点は考えて提案したのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、年間、まあこれ男鹿市の人のようですけども、年間通してこう、まあ365日あるうち相当数の体育館を利用してる方がいるそうです。しかも高齢者だそうですけどもね。で、これが有料化になると、例えば300人ということ膨大な料金になるんだけども、こういうまあいわゆる年間ずっと続けるっていう方、まあ多分高齢者だと思うんだけれども、通常毎日行くっていう人は。で、この方々はそんなにまあ、どの程度の暮らしなのかわからないけれども、相当な料金が重荷になるんじゃないかと、利用を控えざるを得なくなるんじゃないかなというふうに思うんです。で、一昨年ですか、若美のトレセンで、ストーブもつけられないので利用しにくくなったという話をしてトラブルあったわけだけれども、そういうやっぱりその場所場所でこう、高かったり不便だったり、生活に支障を来たすようなね、そういう方に対しての恩恵とか、まあ何て言う、税金で言えば減免なんだけれども、そういうまあ敬老的な意味とかね、健康上の振興という意味でね、ある程度割引するとかね、そういうのは考えられているのかどうか、この点も聞いておきたいと思います。

それから8つ目ですけれども、体協との話し合いはきちっとなされてるのかどうか。まあ副会長の話だと、彼は出なかったようですけれども、この料金なりそういうものが設定されてから提案しますよっていうことで、ほぼまあ決まった上で事後報告のような形で体協にお話しなされてるような感じがします。で、その中で、そういう形でも行政のやることですから云々は別としても、体協とね合意した上でこういう設

定してるのか。今、指定管理してるわけでしょう。だから体協がどういうふうな立場っていうか考え方っていうかね、そこら辺は出されてるのかどうか。はい、そのとおりいいですよと、すんなり100パーセント今の議案に対しての、この条例改正について賛成したのかね。いくらかちょっとまずいんじゃないかという話があったのか。ここら辺について、体協との兼ね合いについてどうなのかと。で、ちょっと文言を見ますと、提案理由の中では、管理者がいない場合、市長がかわって料金をとることができるというあの文言見ると、料金については指定管理者に全部委託して徴収させられるのかという点についてはどうなのかも含めて、お答え願えればなというふうに思うんです。

で、何よりもまあ体協の場合、こうした料金がお金にかかわることに対してね、利用者増、サービス、さっき、私矛盾感じてるんだけども、さっきサービス向上とかね、この改正によって利用者がふえるとかっていう言い方してるとね、果たして体協がそう考えてるのかなと。体協は極力安い形でやると自分方も運営しやすいはずなんだけれども、料金とってまでやると、体協そのものの運営上に支障が出る可能性もないのかなというふうに思うんだけど、その点の合意形成っていうのはどうなってたのかね、これもお聞かせ願いたいと思います。

もう一つですけれども、例えば、さっき若美のトレーニングセンターの話をしたんだけれども、クラブ的な体育的なスポーツ、まあ具体的に言えば例えば剣道とか合気道とか、で、子ども方がやってるスポ少、この人方は当然まあ、まあ野球はあんまりないと思うんだけども、それでも私、雨天の場合、バッティング練習は体育館でもやれるわけだけども、こうした剣道とか合気道とかね、今ある現存の少年スポーツクラブ的なことに対して父兄が同伴しますよね。で、もちろん指導者、監督、コーチも出ますけども、まあ高校生以下の無料化は結構あるわけだけれども、ほとんどまあ大抵のところは無料化です。今、サンワークの話、後にしますけども。で、何で父兄の人方なり監督なりコーチからも、大人として料金をとるのか。この点についてはどうなのか、もう少し詳しく知らせていただければありがたいなというふうに思います。

最後です。サンワークだけ、これ新料金じゃないです。前々からとってますよね。 ほとんど、さっき議運の話したんだけども、新規の料金徴収じゃないかと、改正じゃ ないんじゃないかということだけれども、考えますと、サンワーク、この条例一括し て議案議論しますと、サンワークが今までとってるとこがあるわけだから、ああなるほどなと、改正だなというふうに思ったんです。なぜサンワークだけ今までとってたのか。ここら辺の提案する理由の中にもね、ちょっと不可解な感じがしますけど、サンワークだけについては料金を今までとってるし、もう一つは、なぜここだけ高校生以下が有料化になるのか。その理由もお聞かせ願えればありがたいなというふうに思います。

とりあえず10項目ですか、この項目について明細に答えていただきたいと思います。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) お答えします。

大きな提案理由の一つは、まず、この条例は渡部前市長が目玉の一つとしてやったものだと私は認識しております。そして、それなりの成果はあったと、高く私は評価しております。ただ、設定してから年数もたっておりますし、皆さんにご説明のとおり利用者が固定化してきてる。いや、それなりの利用者もふえましたし、だけども固定化していること。そしてまた、私は一番根本的なこととして、ただで、ただだからサービスがよくないっていうのはうまくないと思ってます。役所関係のやつでも、いいサービスを提供すると。それで、それなりのいいサービスを提供したら受益者負担をすべきじゃないかと、そういう考えも持っております。だから何とか今これ料金値上げすることによって、健康の駅とか、それからトレーナーをつけるとか、そういうもっとこう進化したっていうか、深いその健康づくりの活動ができないかなと、できるんじゃないかなということをまず狙っております。

そしてまた、男鹿の特殊性っていうのは、観光文化スポーツ部っていうのをつくりました。観光文化スポーツ部っていうのは、ただスポーツをやるだけじゃなくて観光と結びつけていくと、地域づくりに結びつけていくと。それは男鹿市内だけじゃなくて、もっと大きな観点から秋田県全体、そしてまた県外からも呼び込みたいと、そのことがスポーツの振興と、そしてまた観光、地域づくりにつながっていくと、そういう考えを持っております。

あと、もう一つこう体協のことでかなり言われてますけども、体協とは、私は市長

になって二度ほど、指定管理のあり方について議論をしてます。その席上で、役員の方から、どうして料金が無料なんだっていう話をされて、いや、あなたたちがよければやりましょうよと、そういう方向でよければやりましょうよっていう話を私はしてますから、そういう背景があるので、私は体協は反対してないと思ってます。そしてまた、先ほども言いましたけども、やっぱり指定管理のあり方っていうのはウェルカムだと、いろんなことを自分たちで工夫して、よりよい健康づくり、よりよいスポーツ振興のためにいろんなことを提案していくんだと。委託とは違いますから、そういうこともまた期待してるところがあります。

ちょっと言い足りないところはあるかと思いますけども、そのことについては部長から説明いたします。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) お答えいたします。

私の方からは、まず利用者数についてでございますけども、平成 2 1 年度時点、まあ無料化前でございますけども、約 8 万人の利用がございました。その後、無料化に向かいまして、平成 2 2 年度からは 8 万 6 ,0 0 0 人、9 万 9 ,0 0 0 人、1 1 万 8 ,0 0 0 人ということで右肩上がりで推移してまいりましたが、平成 2 5 年度からは 1 4 万 7 ,0 0 0 人、それから平成 2 6 年度はちょっと種苗交換会ございましたので、6 2 万 8 ,0 0 0 人という飛び抜けた数字になっておりますけども、平成 2 7 年度が 1 4 万人、平成 2 8 年度が 1 5 万 6 ,0 0 0 人、平成 2 9 年度が 1 5 万 4 ,0 0 人というふうに横ばい状態が続いている状況でございます。

利用料金の見込みについてでございますが、平成29年度実績出ておりますので、 利用につきましてはまずこれ以上の利用を期待するもので、これをもとに算出いたしますと、約460万円増の680万円を見込んでいるものでございます。

それから、スポーツ振興上の弊害にならないかという部分につきましては、高校生以下を無料としておりますので、これまでの活動について大きな支障はないものと。 また、新たなサービスを指定管理者側と協議いたしまして行うことによりまして、スポーツ振興上の弊害、大きな弊害はないものと考えているところでございます。

それから、体育協会との合意につきましては、まあ説明会を8月21日に行ってお

りまして、利用区分等についてご意見はございましたけども、有料化につきましては ご理解いただいてるというものでございます。

また、市の体育協会の加盟団体へも、その後23日に説明会と意見交換会を行って おりまして、料金等について細かな意見はございましたが、有料化に絶対反対だとい うような意見はなかったことから、その方向性についてはご理解いただいたものと考 えております。

あと、移住・定住等との関係ございますが、観光地として男鹿市は名前が売れておりまして、それによりまして大会等の誘致がなされるというようなところもございます。こういう大会を通じまして、関係人口をふやすということで移住・定住につながっていく部分があろうかと思うところでございます。

それから、年間を通して体育館を利用する方々の負担についてでございますが、今回、体育施設については、これまで冷暖房費を徴収しておりましたが、利用料金の方に含めましたので、実質的な値上げについてはまあ70円とかそういう形になっておりますので、施設管理しやすいような形で、施設管理者の事務が煩雑にならない形で整理しておりますので、その点についてはよいのかなというふうに考えております。

それから、クラブ活動、スポ少関係ですけども、保護者の帯同につきましては、施設を利用しない限り利用料をとりませんので、ただ、入場するだけで料金をとるというような考えはございませんので、よろしくお願いいたします。

サンワーク男鹿の料金でございますけども、従来、体育室も有料でございましたけども、前市長の政策によりますと体育施設を有料化するということで、会議室の利用料金についてはいじってないというような形になっておりまして、今回、体育室をまた有料化に戻すというようなことでございます。

私から以上でございます。

- ○16番(安田健次郎君) 年間通して利用する方々への援助者だとか考えたのかって。それから、高校生から、サンワークの高校生以下の人方からも料金とるっていう意味。
- ○**観光文化スポーツ部長(藤原誠君)** すみません。答弁漏れがございました。

年間利用者につきましては、トレーニングルームにつきましては、体育館のトレーニングルームにつきましては、回数券という形で割引を考えております。利用料金に

つきましては、年間通しての割引等については今のところ考えてないものであります。

サンワーク男鹿の料金でございますけども、体育室について、高校生以下は無料としております。表が2段になってまして、一般と高校生という形で、一番右の体育室、12ページになります、12ページの部分でございますけども、表の下段の方、高校生以下、体育室の利用料金は無料とさせていただいております。ただ、トレーニングセンター、併設しておりますトレーニングセンターにつきましては、機器の使用を伴うということで、総合体育館と同様に利用料金210円という形にさせていただいております。

以上であります。

- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。16番
- ○16番(安田健次郎君) まずはじめに、利用料の問題、料金の値上げの申請の問題 だけども、1つは、私はやっぱり市民との乖離が存在してるんじゃないかなというふ うに思うんです。まあ時たま、さっき暖房費の話もしたんだけれども、やっぱり、特 に剣道部なんかは、暖房費とられると料金が高くて、これ全部親の負担なんですよ ね。で、私前に、スポーツをやるにもお金が伴わなければやりきれない。今のスポー ッ少年クラブの例、挙げて質問したことがあります。野球部なんかもそうですよ。親 が暇がないとスポーツクラブに入れない状況なんです。全部親がついていかなきゃな らない。学校クラブじゃないですから。だから土日とか必ず、まあ練習時間とか試合 があるわけだけども、そこに休みがとれない家庭では、子どもを野球部に入れない、 入れれない状況があるんですね。はっきり言いますけども美里の例、私、子どもいる わけだからわかるけれども。そういうスポーツ振興のあり方っていうのはね、私は やっぱり、さっき一人が万人、万人が一人の話したんだけども、男鹿市が蘇るという 意味は、一人一人を大事にした積み上げがないと、やがては財政難と同じに、そのと きの予算執行と何年間も続いたおかげで財政難を招くということにつながっていくん です。それがスポーツ振興なり人口減少につながっていくんじゃないかっていう、私 はきらいがあるんではないかと。ですから、例えばごみの有料化とかまずいですよと ね、健康保険税引き上げはまずいですよと、介護保険は利用料安くした方がいいよと いう話を、なぜ私方がしてるかと。男鹿が潤うからですよ。さっき、渡部市長のヒッ

ト施策だというふうな言い方したんだけども、市長は。何も私はヒットじゃないと思いますよね。別に人口減から減ってると思うんだけども、仮に本当にヒットでこの施策が有料化なりだとすれば、人口が減なってもスポーツ人口がぐっと上がっていくというデータに基づかないと、根拠がなくなるんですね。特定の趣味娯楽だけでやってる人方だけの数字だけじゃないんです。全市民的な立場でスポーツ振興やるとしたらね、そういう統計上のデータをきちっと盛り上げるための施策が大切なんですよ。私はそう思います。そういう点では、決して今市長が答弁した、ヒット的な有料化では私は当たらないんじゃないかなというふうに思うんです。できたら、市長だってそれは上げるよりは引き下げ、このままにしていた方がね心情的には思うはずなんです。しかし、背景にね、そういう財政難の話、なぜするかっていうと、そのことなんでね。

で、財政は680万、まあ挙がった例は680、460万だけれども、この工面をね、どっからかやれないの、財政課長。例えば、この間の解体工事、あそこで七、八百万と思ったら何千万かかるっていう解体費、観光振興事業、いろんな事業があるわけだけど、そういうのを少しね、少しっていうか、時期例えば、よく要望事項出しますと優先順位があってね、ランクをつけて、ここさ、あそこ後ってやり方するんだけども、公共事業でも観光事業でもスポーツ、まあいろんな意味で、農業施策、ランクづけして、例えば460万を浮かすような施策はね考えられないのかと。で、もうつつは、きちっと答えてもらうんだけども、その施策はまあ企画政策課だと思うんだけど、もう一つはね、スポーツ振興させるためのね、そういう例えば、今ちょっとど忘れしたんだけども、施策のこのスポーツを十分まあこれから浸透させて健康寿命つくると。総ぐるみでやらなきゃならないと思うんですね、各課。で、各課でそんなこともんでる状況はない忙しさがあると思うんだけどもね、だから例えば今の医者の見立ては、ひとつ内科を外科なり専門科で合議して手術を決めているわけだけども、こういう新しいまあ施策を展開する場合ね、そういう全体的な協議も必要なんじゃないかと、そこら辺はどういうふうに進めてるか。その専門的な立場だけでやってるの。

もう一つ、この体協がね、次に移ります。体協が値上げするに反対したってこと、 私一回も言ってません。さっき言った副会長から聞いてきました。別に体協の役員そ のものが上げた方がいいっていう方もいるわけですよ。ほとんどだと思う。でも、こ れ、裏を返せば、体協そのものが運営費に困ってるの。行政指導の関係で聞けると思うんだけども。料金とらなきゃやりにくいから上げた方がいいっていう、だから利用者がふえるっていうこと逆行するんだけど、そういう言い方してるの。体協への管理費が少ないからそういう思いが出てくるのか。過去にあったわけ。体協と少ねえとかあれだとかって、補助足らないとか、イベントやるたんびにそのことでもめてるわけでしょう。まあそういう点では、体協に対する、その体協とのね体質的な改善も含めてね、果たして体協っていうのは料金値上げに踏み切って運営するというのは妥当なのかどうか。行政指導上考えていただきたいなと。その思いはどうなのか聞いておきたいと思います。

で、利用者の、まあ繰り返し、利用者の860万の工面ね。これらも考えられないのかどうかです。

それから、まあもう一つはソフトの話だけれども、移住・定住も含めてねワースト の話をしましたけれども、極力、市民が利用しやすい、恩恵にあずかれる、そういう 市政展開をこれからしていかないと、私は男鹿市は大変になるんじゃないかっていう 気がします。どんどんどんどん潟上市へ移住、移住、移住しちゃう。あの政策の工場 が少ないとかね、職場が少ないだけじゃないんですよ。子どもを持ってる親の意見聞 いたことがありますか、市長。学校へ通うには遠くなるから行かない。あそこは、潟 上はあれが有料で、子ども方に対してものすごく恩恵がある。天王へ行った方がい い。二田に場所を求めて、今安くなったからそっちへ行った方がいいという声が結構 あるんですよ。PTAさ行って父兄の方々に聞いてみなさいよ。教育委員会は十分認 識してると思うんだけども。だからね、移住・定住、人口増対策っていってもね、こ うした積み重ねによって私は男鹿市がね減っちゃう、大変になっていくと。これは悪 循環になるんですよ、相乗的に。税収が減る。減ることによってサービスが悪くな る。サービスが悪くなると、また減っちゃう。だから勤め人の公式のね税金を納め る、所得税を納めれる階層の方々がどんどんどんどん他の町村へ行ってしまう。その 悪循環の繰り返しですよ。それをまあ1次産業、2次産業で補わなきゃならない事態 になってるわけだけどもね。そういう施策のあり方っていうのはね、もっと私は研究 していただきたいと思いますし、たとえ口で移住・定住、少子化と言うんだったら ね、こういうものにあんまり手をつけない方がいいんじゃないかと思うんだけども、

どうなの。

それからね、あともうちょっとなんだけども、サンワークの話。サンワーク、私が 見ると、高校生、これちょっと第17条、さっき15ページったら15ページ見たら 違って、12ページの中にある高校生以下の研修室、教養文化会議室は、体育室だけ 無料でしょう。で、ほかの方はちゃんととるわけでしょう。で、ここの、この理由が 何なのかって。さっき言ったっけ。何だか、椅子使うとか施設使うって言ったっけ な。まあいい。もう一回、私ちょっと課題が余計で頭が、耳が回らなかったかもしれ ないけども、で、いずれこれについてもね、むしろ会議室であってもスポーツにかか わる研修室であってもね、高校生以下は無料だったらそれを貫いた方がいいんじゃな いの。講義も体育、スポーツの一つですよ、勉強も。あれ実技だけやってらって、ス ポーツ強くならねえんだから。今、もう医学の何ていうかな、私、専門家じゃないか らわからないんだけども、体とかそういうね心の問題も含めてスポーツ振興やるって いうのが今主流になってるわけでしょう。昔みたいに練習詰めでね、体罰加えてや るっていうスポーツ界は今そういう状況にない、過渡期っていうかね、そういう状況 になってるわけだから、極力そういう相談する、ミーティングやる、そういうところ の施設もね高校生以下とらないんだったらとらないで貫いた方がいいんじゃないの。 むしろ子ども方からね、仮に教養文化の280円とかね、これ痛いですよ、やっぱ り。まあ時間は4時間ぐらいだから1時間100円、ちょっと、200何ぼか。大人 の100何ぼとね、子ども方やっぱりね、小学1年生ならね1時間130円も40円 もとられたらね、あめ玉欲しさに子ども方がね、こんなかわいそうなことやめたらい いんじゃないかなと私は思うんだけどもね、そこら辺、サンワークについては再考で きないのかどうか、お願いしたいと思います。

まあとりあえず2回目です。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) お答えします。

このぐらいの金は工面できないかということですけども、私も、まあ市役所の中の 仕組みをいろいろこう議論しながら、スタッフと議論しながらいろいろやってます。 やっぱり問題あるのはやっぱり縦割り行政で、やっぱり釘刺ししてね、いろんなこと をやっていかなきゃだめだと。行政はやっぱり釘刺ししていくと。横ぐしをきちっと通すと。例えば、観光であっても健康づくりであっても、1課、一部ができることじゃなくて、その総がかりでやらなきゃだめなんだと、そういうことを思ってます。

今議員がおっしゃったその中から、例えば桜島あたりからっていう話だと思いますけども、誤解のないように申し上げておきますけども、桜島は当初2,000万の予算を用意してました。やっぱり私は、このことに関しては、郷土を思う人がいて、安い見積もりを出したから破格の値段になったんだと思ってます。それで当初のその値段が出て、四、五百万だったすか、その後、アスベストが出てきたので、また400万とか追加になった。それでもまだまだかなり安い値段で頑張ってくれてると、そのことをまず誤解のないようにこうお話ししておきます。

それから、私が指定管理とかいろんなその補助金でお願いしてるのは、その補助金を運営費に使うのはおかしいだろうと。きちっと事業に使ってくれと。それは、事業をして市を豊かにすると、市民を豊かにするためにやるお金なんだから、運営費はおかしいよと。その事業主体の運営するための経費っていうかね、人件費に充てるのはおかしいんじゃないかという話を私はしてます。

あと、今議員がおっしゃったように、その潟上市の有利な点をいろいろお話しされました。私も、JR線から離れてる人たちの不便さとか、そしてまた、いろいろその通学とかの不便さとかって聞かされてます。何とかそこあたりのね潟上市との格差をなくして、F-タルではやっぱり男鹿が住みよいところなんだと、そういうことをもっとこうPRしながら、また、その欠点を補っていきたいと思ってます。

余談になりますけども、一昨日、JRの支社長、そしてまたドリームリンクの社長とその前日会いました。彼らが考えてることはやっぱりすばらしいなと思ったのは、何とすれば男鹿の産業が発展していくかと、そのお手伝いをしたいという話をしてました。具体的には、例えば男鹿海洋高校のすばらしいなまはげ太鼓の生徒方がいる。民謡のすばらしい生徒たちがいると。そしてまた、男鹿海洋高校の特殊な技術・技能を持った生徒たちがいる。そのことを何とか男鹿の企業に就職できないものかと、市役所も含めて。そのためには、じゃあ工場をつくっていこうと。魚の工場をつくっていこうとか、そういう提案もされたりしてます。何とかそういうこう全体的なところで、まずもう一度、男鹿のよさをこう見直していける余地はあると思ってます。

私はスポーツについては一家言持ってまして、究極の目的はやっぱり人づくりだろうと。きちっとあいさつができる。人間の正しさ、忍耐強さ、そしていつでも明るく前向きに取り組める明瞭さとかね、そういうことの人づくりのためにやるんであって、一生やっぱり使える人間形成だと思ってますので、その件についてもまずご指摘を謙虚に受けながらやっていきたいと思ってます。

詳細について、足りないところは部長がお話しします。 以上です。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○**観光文化スポーツ部長(藤原誠君)** 私からは、指定管理の部分について若干ご説明させていただきたいと思います。

指定管理制度につきましては、その持ってる民間のノウハウなどを活用してサービスの向上、それから運営費の縮減等に努めるというものでございまして、単なるそのかかった分をいただくと、値上げしていくというものではなくて、やはり自ら持っているノウハウで利用者をふやしながら、よりよいサービスに努めるというものでございます。まあそういう点もございまして、利用料金制度をとっている指定管理につきましては、やはり利用者の増加がないとなかなか運営が厳しいというものでございます。まして、市といたしましては市民の部分を無料化としていますことから、新たな事業展開等について財源がなかなか厳しいというふうには認識してございます。今回有料化することによりまして、よりよいサービス提供を行うことで利用者がふえていくものを期待しているところでございます。

無料だからその施設に来るという部分については、先ほど申し上げておりますが、 一定程度の成果はあらわれておりまして、この後どのように利用をふやしていくかと いうことに関しましては、その新たなサービスをやはり指定管理者側が市と協議いた しまして提供していくということが大切なのかなというふうには考えております。

それから、サンワーク男鹿につきまして、施設の目的が勤労者のための施設という こともございまして、当初から有料施設になっておりますけども、今回体育施設を無 料化した段階で、まあ平成22年度から体育室については無料という形になっており まして、今回そこの部分について有料に戻したという認識でございますので、よろし くお願いいたします。

- ○議長(吉田清孝君) さらに質疑ありませんか。16番
- ○16番(安田健次郎君) もうちょっとだけ。市長のお答えについてもうちょっと伺 わせていただきます。

料金の問題ね、スポーツ振興のためだけ使うんじゃなくて運営費に使う、あっ、運営費に使うんじゃなくて施策に使うべきだというような考え方、同感だと思う。ただその場合、料金の場合は、例えば、だったら体協の運営費に使わないんだったら、市で施策に使うんだったら市で徴収するようなシステムとかね、それは管理するとかと、そういうノウハウも必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。すべからく全部お金はそっちやりますと、市の今市長が答えたような施策がそのまま働かないっていう原理がなりますので、その点については今後の検討課題じゃないかと思います。

もう2つ目、振興策、確かに市長のねJRの思い、これは私も同感です、それはそのとおりだと思うんだ。ただ、例えば男鹿海洋高校がねサバ缶で成功してる例があるわけだね。こういうのをもっともっと拡大する必要もあるんじゃないかなとも思うし、だからそういう6次産業化とかそういうのもね考えれば結構あると思う。要は、そういう1次産業振興に対しての施策展開が今までおろそかだったんじゃないかと、私は思うんですね。むしろもっともっと、金農的なことじゃなくてね、ああいうたまにヒットしたりしてるね、いろんな部分があるわけでしょう、細かい観光がうまくいってるとかってね。今のアイスクリームじゃないんだけど。そういうのね、うんとやっぱり大きくしていくというのも今後のね、こういう今の議論の中で必要な事項じゃないかなと。

で、もう一つ市長に同感するのは、スポーツは人づくりだと。全くそのとおりです。試合に行って勝っただけがスポーツじゃないんです。私はその途中のプロセスが大事だ。入学試験もそうです。大学に、大きな立派な大学に行くためのね取り組む過程が大事なんであって、合格したから優秀だと、落ちたから、1点差で落ちたからねげすだというふうにはならないと思う。スポーツはその典型なんですね。たったタッチの差で、もう陸上なんかご存じなんだけどね、我々の考えられない差で1位、2位が決まる。金とか銀とかってね。そこまで行くだけの行く過程が大事なんであって

ね、それはそのとおりだと思います。で、そういう心のねスポーツ振興をやる意味で、心をゆがめない施策がスポーツ振興につながるんじゃないか。そういう点で、もう一回市長、そこら辺は再考できないか。どうしてもこの議案2つについては執行するっていう考え方、最後の確認をして終わらせていただきます。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) お答えします。

私のちょっと説明が悪かったと思いますけども、私は、その料金を有料化して、そのことをすぐ体協に反映していくとかそういうことは考えてないです。これからいろんなことを考えながらやっていくことなんだと思ってます。体協の指定管理のあり方とか、その方が大きな問題がありますから。だから私は、その財政が大変だからそれでまず値上げするとか、それも一つの見方だかもしれないですけども、そのことだけではないということをまず申し上げておきたいです。

私が言った、何ていいますか、授業費じゃなくて運営費っていうか、人件費に使う といったいろんなやっぱりその補助金制度がそういう傾向があると、そのことを議員 に申し上げたのであって、このことでないのでひとつよろしくお願いします。

それから余談になりますけども、振興策についても、まだまだいろんな切り口があるということです。本当、私もJRの支社長とかドリームリンクの社長と話していながら恥ずかしい思いでね、もっとこう突っ込みが足りなかったなと、地元の子どもたちのことについて、何とか移住・定住のことをもっと考えていかなきゃだめだなということを思いました。その切り口が、今議員がおっしゃったようなサバ缶とかねOEMブランドでやっていくとか、いろんなまた可能性を持ってますから、そのことは、おっといの日、ドリームリンクの社長が来て、工場建てたいとかそういう具体的な話までしていきました。そのスポーツのプロセスが大事な話は商売でも同じであって、おっとい来てくれた広島のカキの養殖業者は、何とか漁業の振興のために漁師を育てたいんだと、私は。だから、戸賀の、戸賀で命懸けでそのカキの養殖やりたいと、そういう話をして帰りました。そういうこういろんなこう人間形成のためにね、そういうことが必要なんだと、そういうことだと思ってます。利他業というか、利他の心を持ってやっていくと、そのことが地域づくりには必要なんだと思ってます。みんなが

応援してくれるっていうかね、そういうことだと思ってますので、ひとつよろしくお 願いします。

- ○16番(安田健次郎君) 終わります。ありがとうございます。
- ○議長(吉田清孝君) 1 6 番安田健次郎君の質疑を終結いたします。 次に、1 5 番三浦利通君の発言を許します。 1 5 番三浦利通君
- ○15番(三浦利通君) 私からも、今安田議員からもありましたけれども、議案第65号、66号、体育施設関係の有料化の件で若干質問、議論をさせてもらいたいと思います。安田議員と重複する、通告してある内容でも重複する面については割愛しますけれども、あと関連の部分でお尋ねをしますのでよろしくお願いします。

先ほどいろんなやりとりがありましたけれども、冒頭で担当部長は、要するに有料 化にした、で、料金収入を体育施設の運営とかサービスの向上に使うというようなこ とでありましたが、先ほど市長の答弁、最後の方でしたけれども、ちょっとニュアン スが違ったようなこうご答弁をなさってる。要するに体協の運営等にはすぐには反映 させないっていうような、要するに多少は、600数十万、700万ぐらいがあがっ てきた部分は、それはそのままストレートに体協とかそういう部分には反映させない というようなことの解釈なるのかなと思いましたけど、まあそういった面では、なぜ 今回こういうよスポーツ施設を有料化にするのか。まあ先ほど市長お答えがありまし たけれども、前の市長の公約としてスポーツ施設は無料化にするんだ。要するに無料 にして、なるたけ市民から利用してもらいたい、イコール健康になってもらいたい、 そういう配慮という思いで、まあいろんな公約の中でも目玉的な公約の中の一つで あったはずで、まあそれは市長も十分わかる立場であったし、今現在もそれは、今ま では継承してきたのかなと思っております。で、なぜやらなければいけない、有料化 しなければいけないのか。先ほど市長からは、画一的っていうか、総がかりで、要す るに財政的な現状の状況の中では総がかり的な観点で、まあ特例等、特別扱い的なも のは設けないでやらざるを得ない、それだけ財政が厳しいというようなそういう理解 でいいのかどうか。何だかんだいっても、やっぱり現状の男鹿市の財政事情を反映し た部分の中の、まずやむを得ずやるっていうことのこの理解、これ1点に尽きるあん でねえか。担当部長はいろいろ理由づけよ、上手に作文話ししていく。そうでなく て、ここまでやらざるを得ねえ状況になったっていうことの理解で俺はいいんでねえ

べかなっていう、あれこれよ変なへ理屈つけるよりも、そのことがよ、この後これが成案となれば市民理解も求めやすあんでねえがなと思うんだけども、でないと、先ほどあったような、指摘させてもらったようなことでいくと、いやいや、後日、話違うねがと。施設関係もや、今まではいろんな面で窮屈であったけれども、結構整備をしたり直したりサービス向上図るんだっていうことで、おら方も理解、協力したども、そうでねえべっていうんだことが往々にして出てくる可能性があるあんでねえが。この部分はきちっと、もう一回答えていただければありがたいと思います。

それから、手続の問題で、要するに無料、ゼロから、まあ例えば若美総合体育館の トレーニングルームについては100円になる。それから、男鹿市総合体育館の部分 では、トレーニングルームとか210円。ゼロからそういう金額になる。市民からい ただくっていうのは、やっぱり相当大きな政策変更である。事務方の皆さんは、これ もなんだけれども、簡単なこれ条例改正的な案件に過ぎないっていうぐらいのそうい うこうあれでねえが。理解で頭の中整理されてらんでねえが。それでは俺、安田議員 もいろいろ指摘したように、やっぱりそうでないやっぱり極めてよ大きな政策変更 で、イコール市民負担を大きく求める政策行為だっていうことを、やっぱりその認識 がちょっとあめあんでねえべがなと思った。で、そのことは、対議会に対する説明、 所管の前の議案等の説明会の中では、所管の委員会の中では説明しているということ でありましたけれども、今言った観点からすれば、少なくとも全員協議会を1回、2 回やった中できちっと説明をして、議会の方からもいろんな意見をいただく、協議を していくっていう、そういう手法が今回はなされておらない。これは大きなやっぱり 問題なんでねえがなと。やっぱり議会だって一気に市民負担を求めるこういう条例等 については、簡単にイエスとは言えないやっぱり立場にあるんでねえがなと思う。ま あそのことの手続上の部分。

もう一つは、先ほどもあったわけですけれども、体協に対する役員の皆さんに説明会っていうような案内の文書出して、確か21日か22日やられていると。ところが、既にその時点ではもう成案化した中で、公式に議会の議案等の説明会の中でも説明している。そういう場でよ、関係者の皆さんがあえて反論したり意見をしゃべっても、もう既に遅い時期になぜそういう説明会をやっている。本当にやっぱり関係者の皆さんさきちっと説明して理解を得るとすれば、早い時期に、1回でできなかったら

2回ぐらいもやった中でやっていくという、これが行政を進める皆さんの立場で妥当な進め方でねえか。余りにも対議会、対関係者とのこういう協議の場っていうのは少ないという観点、ちょっと雑っていうか荒っぽいっていうか、傲慢でねえがなっていうような感じするんだけども、この辺の認識ってどうとらえているのかなと思います。お聞かせください。

それと、前の、先ほどあったような無料にする議論の中でひとつ、要するに夜間の管理、若美総合体育館なんか特にそうですけど、夜間が管理人がおって、それまでは50円をいただく。それから、土日なんか日直で来て、また料金をいただいて領収証を発行して、公金を扱ってきた経緯があります。こういう部分の問題点ってないのか。要するに公金を扱う立場の人が、やっぱり職員以外の人方がずっとやっていかなければいけないっていうのは、当然そういうふうになるわけです。その辺についてはどういうこう対応方整理をしているのか、お聞かせください

で、市長、冒頭に言いましたように、財政がこういう状況の中で、議会の中でもいっしいろんな場で財政議論がなされて、まあ皆、財政の健全化っていうのは当然やっていかなければいけない、取り組まなければいけないっていうその認識は共通するわけですけれども、でも、少なくても画一的よ、機械的に先ほどあったように、いわゆるこれは職員レベルではそれは結構ですけども、少なくても選挙で選ばれた市長はや、これだけは残していきたい、これだけは他の市町村からも一つでも二つでも、まあ安田議員、何点か質問した、指摘しましたけども、やってく、残してく、そういうものが首長にはあってしかるべきだと。画一的にやられたんでは、何もそれは選挙やる立場でもないし、政治の姿でもないっていうような、仮にそういう意見があるとすれば市長はどうお答えになるのか、お聞かせください。

以上です。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) お答えします。

最初の体協への値上げについてのことですけども、私は実務的なことはわかってないですけども、必ずしもその値上げした分を体協に充てるというのは、私は考えてないです。まだまだいろんなことを見直しする必要があると思ってますから、一連の指

定管理のあり方の中でそれは考えていくべきことであって、ここでその削減した金を どうこうするっていうとこまではまだ行ってないと思います。ただ、先ほども申し上 げたとおり、健康の駅づくりとか、それからトレーナーの置くとか指導員を置くと か、そういうふうなサービスの低下にならない、サービスの向上につながることは やっていきたいと思ってます。

そしてまた体協のことについては、やっぱり私は疑問に思ってるのは、市のスタッフと議論を重ねながら非常にこう疑問に思ってることは、指定管理というのと委託っていうのと勘違いしてるんじゃないかなと。指定管理であれば、何か事業をやってもらいたいと。年に1回か2回はイベントなりね、やったりしてもらいたいと。それで、私は駅伝のときも、秋田船方節全国大会のその委員会のときも言ってますけども、市民を大事にするんだと。市民を喜ばせるために、こういう集まりをやってるはずなのに、自分たちの、おたくの世界だけでやってたんじゃうまくないんじゃないですかと、そういうことを提案してます。だから例えば、具体的にはもっと、体協の表彰式やるときは、どんと大物を呼んで、大きなホールを、大ホールを使ってやるとか、秋田船方節ももっと市民が喜ぶ、市外からも県外からも来てくれるようなそういう大会にしなきゃだめだろうし、それから、あれですな、駅伝なんかについてもやっぱり市民ファーストで、市民がやる気を起こすような取り組み方が大事だろうという話をしてます。だからもろもろの改正の中の一つだということです。

議員がおっしゃったように、確かに財政っていう切り口もありますけども、そのどこを強調するかによって違ってくると思いますけども、そこあたりはちょっと私が言い方が悪かったかもしれないですけども、確かにそれは本音では財政のこともあります。

あと、健康づくりのことについては、やっぱりそういうふうな長くなってきてるので、いろんな物の見方もやっぱり変わってきてると。ある程度の成果が出てきてるので、次のステップアップにいかなきゃだめなんじゃないかなということを思ってることです。

話がこううまく言えないですけども、条例改正については、やっぱり大事なことは 先ほども申し上げましたけども、観光文化スポーツ部っていうのをやったことは、 やっぱりこれから観光に、スポーツを観光に結びつけていくんだよと、そういう大き なところもあると思います。だから、条例を改正することによって、みんながその意識をなお一層持っていくと、そういう感覚も出るんじゃないかなと思ってます。

私の足りないところは担当部長が説明いたします。よろしくお願いします。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) お答えいたします。

市民に対する説明、その手法について少し乱暴じゃないかというご意見でございます。その点につきましては、私の方も反省すべき点があったのかなというふうに思っております。ただ、有料化につきまして、無料と有料どちらがいいという意見聴取をした場合、市民から有料がいいという意見はなかなか出てこないのかなということもございまして、ある程度、たたきを示しまして意見を徴収したというところでございます。何とぞご理解いただきたいと思います。

それから、料金徴収の件でございますけれども、現在指定管理者制度をとっておりまして、指定管理者につきましては、利用料金を収入として収受するということがございますので、市の公金というよりは指定管理者のお金ということになりますので、そちらの方で対応しているというところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。15番

○15番(三浦利通君) 市長、スポーツも観光と結びつけたいというような、まあそういった観点でずっとあなたが市長に就任されてからも、従来からのスポーツ大会とかいろんなイベント等も、まあ大方まずやられている。さらには、あなたの思いの強い新しいスポーツ大会も開催されているというようなことで、そういった面では議会もよ相当理解をしながらやってきてる経緯があると思うんですが、ただ言えることは、一般市民の人たちが日常運動したり何だりっていうようなことは、余り観光と結びつけておらない、その意識っていうのはそんなに強くはないんでねえが。で、私は少なくとも、特にこういう秋田が11月から3月ぐらいまでもう夕方早く日も暮れて、外での体力づくり、スポーツが、運動ができないような状況の中では、やっぱり市の体育施設がすごくありがたいと、一般の市民の利用されてる方々は根強く思ってると。で、こういう方々の思いというのは、きちっとやっぱりこの後も市が受け継い

でいかない、受けとめていかなければいけない、その思いが強いんですけども、たま たま私は今、若美地区の体育協会長やらせてもらっておりますけども、結構、年配者 の人が冬場外でできないグランドゴルフを体育館でやったり、親子連れで来たりって いうような活用されてる。で、私は若い人方に、私も冬場ちょこちょこ行きますけど も言うのは、「いやいや、ほかでねえようなここは無料にしてやってるんだや。一生 懸命活用してな。しょっちゅう来るってばへえねが」ってば、すごく「んだすな」っ て帰っていきます。で、私が言いたいことは、やはりほかにないものをよ、きちっと 財政のよ健全化っていうのは手法であって、最終的な目的ではないと私は思います。 財政の健全化を図って、どういう男鹿市をつくっていくのか。そのときの市長が何を やっていくのか。昔みたいにあれもこれも、これは口では言えるけれどもそれはでき ないような状況の中で、やっぱりめりはりをつけたよ、きちっと優先順位をつけた政 策を議会に対しても示して理解をもらってやっていく。今一番それが必要な時期か な、大事なことかなと思ってる。そういった面では、行革、財政の健全化のための努 力も、画一的ではちょっと無理があるのかな。そろそろ限界に来ているのかなと思っ てる。もう一回いろんな場でよ、行政コストをいかに下げていくかって、相当やっぱ りみんな鉢巻き締めて検証していかなければ、なかなか容易に財政の健全化っての は、相変わらず厳しい状況に推移していくのかなと思っておりますけど、まあそうい う部分については、この後またいろんな場で議論があると思いますが、まあいずれに しても、このことはこの後委員会等の中で議論がなされると思いますので、何とか 私、最後に一つ言いたいことは、余り拙速によ、この種のやつはやるべきでないと思 います。十分な時間をかけて議論して、まして、この案でいくと新年度から、平成3 1年の4月1日からやるということで、そういった面では、その辺の配慮っていうの は、議論というのはしてこなかったところがある。部長、そのことだけちょっとお答 えください。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) 議会に対する対応でございますけれども、まあ 委員会におきましては、6月定例会の委員会の諸般の報告の中でも有料化に向けて取 り組みたいというお話をさせていただきました。で、その場合、やはり周知期間も含 めまして9月定例会には議案として上程したいというお話をさせていただきました。 まあその時点では、たたきになるものはなくて、平成21年度までの既存の条例を参 考までに資料としてつけさせていただきました。で、その後8月に委員会協議会の開 催をお願いいたしまして、素案を提示いたしまして委員会の皆様からご意見をちょう だいしたところでございます。それをもちまして、今回9月定例会の方へ成案として 提出させていただいたという流れとなっております。

以上であります。

- ○15番(三浦利通君) 議長、終わります。
- ○議長(吉田清孝君) 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。 次に、10番佐藤誠君の発言を許します。10番佐藤誠君
- ○10番(佐藤誠君) 私からも議案第65号、66号の件について、ちょっと所管ではありますが、大綱的な面と市長にちょっとお伺いしたいなと思ってございますので、よろしくお願いします。

大分きょういろいろお話をいただきましたので、まず、私も委員会協議会とか参加しておりますので、ある程度のことはわかっているんですが、根本的なところをちょっと伺いたいと。で、私が質問の通告に挙げたことも、きょうもちょっとお話は出てありますけども、まずちょっと伺いたいと思いますが、今回この無料化にする、した、当時、平成22年からまず無料化にしてきましたけども、その目的はそもそも何であって、その目的は果たされたのかどうか。どのようにして果たされたっていうことで感じておられるのか、とられておられるのかっていうことをひとつお伺いしたいということです。

2つ目は、今回有料化にする目的、これをまたやはりちょっと再度伺いたいなと思います。この2つ目の有料化の目的は、きょうかなりお話ししていただいてます。その中では、利用者の受益者負担が一つであろうし、もう一つは、先ほど三浦議員がおっしゃったように市の財政という、がやっぱり厳しいためということかなと聞いてて思いましたけど、まずそれも改めて伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) 私からは、体育施設の無料化に至った経緯と成果についてでございますけども、当時の委員会、議会への説明といたしまして、「基本方針として、スポーツは人生を豊かにし、充実したものとするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しています。このようなことから、市民のスポーツ活動や健康増進を目的とした体育施設の利用を平成22年4月1日から無料とし、さまざまなスポーツを楽しんでもらい、積極的に生涯スポーツの推進に取り組む考え」というものでありました。で、先ほど安田議員にもお答えしましたが、利用者数につきましては当初右肩上がりで推移いたしましたが、近年は15万人台ということで横ばい状態が続いているということで、利用に関しましては一定の成果が上がったものというふうに考えております。

で、議案説明の中でもご紹介いたしましたが、しかしながら、一方で利用者の固定 化の問題も見られます。トレーニングセンターであれば、ランニングマシーン等がな かなか使えないというような部分もございまして、同じような人が繰り返し使っているという場面も見られます。それから、指定管理のあり方として、利用料金制度を とっている中で、無料という部分で新たな事業がしにくいというような形もあらわれてきていることが事実でございます。そのようなことを解消する目的といたしまして、今般、有料化に向けて取り組みたいというものでございます。ただ、従前の条例に戻すというわけではなくて、やはり事務の効率化等も図る観点から、利用区分につきましても一般と高校生というような2区分としておりまして、あと、体育機器につきましても、まあ試合等で使う部分については一括幾らというふうに提案させていただいてるところであります。

このようなことで、運営費の方の削減にもつながりますし、利用料金をいただくことで新たな事業展開も可能となる、また、部分的な補修についても早急に対応できるというようなことも期待しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田清孝君) 再質疑ありませんか。 1 0 番
- ○10番(佐藤誠君) 私がなぜこの質問を最初にしたかというと、まあ委員会協議会 の話はここですべきではないと思うんですけども、協議会のときに、私が先ほど言っ

たように、目的が2つあるということで提示されていて協議されてきたものですか ら、それが今部長の話聞くと、例えば財政のことは何も語られないので、そこを市長 に伺いたいということで私は通告したんですが、そこは変わったのか、そういうこと は考えてないのかということを伺いたいと思いました。それは今、もうちょっとお願 いしたいと思うんですけども、まあそうだと思って進めますけども、私が思うに、余 り詳しくはやるつもりはないんですけど、委員会の方でまたやっていきますので。ひ とつ、市の財政が厳しいのであればですよ、今回この利用料はすべて今、体育協会に 入るんです。で、体育協会には一定の指定管理料が行ってるわけです。で、体育協会 さんは、今までの話を聞くと、体育協会さんの方では特にそんなに困ってなかったん でないかと。上げることももちろん反対もしないだろうし、ということであれば、体 育協会さんは今までの指定管理料である程度そのサービスができていたんじゃないか なと。で、プラスアルファして何かサービスをされるのかもしれませんけども、一番 わからなかったのはやっぱり体育協会さんはそんなに困ってはいない。でも、市が財 政厳しいのに、なぜ体育協会にこの利用料が全部入るんだろうか、これが私はわから なかったのです。で、私、市が、厳しいんだったら市に入るようにすればいいのにな と。そして、先ほどいろんな施策を考えていると。例えばトレーナーとか健康の駅づ くりとかこういうことをやるのは体育協会でやるということで、例えば年間680万 とかそのぐらいかかるとか、そういうような案でも出てきてるんであればまだこれも わかります。でも、そういう見積もりも何もない、計画も何もまだない中で、ぽんと このお金が体育協会に行くというのは何でなんだろうかなっていうことを思うし、や はりちゃんと施策をつくってやるのであれば、それに基づいた根拠があるのかなと思 います。まあそれは多分できていないのでしょうから、とりあえず先には、今はもう 市に入れるべきじゃないかということを思っております。細かい話はまた委員会でや りたいと思いますけども、それが非常に大きいことです。

それから、聞いてて思ったんですけど、これ値上げすることによってですね、やはり市長が掲げております健康寿命ということについてちょっと触れていきたいと思いますけども、やはり私のとこに聞こえてくる話は、お年寄りの方が一生懸命、年金暮らしの人でもですね、一生懸命今やっと、この無料化で体育館に通ったりする、そういう習慣ができてきたと。プールやったり、通ったり、いろいろ皆さん頑張っておら

れる、そういう習慣ができてきた人たちが、年金暮らしの人たちがやっとそうやって頑張って、市も健康寿命を延ばそうと、そして介護保険料とか健康保険税とかそういうところをみんなで少しずつでもかからないようにしようと頑張っている市の方針に合わせて一生懸命頑張ってくれてるところに、これぽんと今度有料になるとしたら、いやあ、私、これ自分の今の使い方してると年間五、六万かかるんだよねって。そうすると、やはり通えなくなると。じゃあ全体的に見たら、今度その人はあんまりスポーツできなくなるということを思うと、男鹿市全体として今度やっぱり介護保険料とかそういうふうになってくるんじゃ、そういうふうに影響してくるんじゃないかなと。そういうとこを思うと、ただぽんとこれを値上げするという政策でいいのかなということを思います。

で、例えばこの金額が妥当かどうかっていうのも、もう一つ思います。先ほど観光スポーツを関連結びつけてとおっしゃいましたけども、そしてまた定住・移住っていうことだったらば、やはり男鹿市に来たら、男鹿市に観光に来たらスポーツも一緒に楽しめるというようなことが、ひとつ結びつけることじゃないだろうかと思いますし、定住・移住ということであれば、男鹿市に定住・移住したらスポーツが安くできるよと、ほかの地域よりもスポーツで楽しめるよというようなふうにするのが戦略的に合致していくんじゃないかと思うんです。だから、委員会の方でも私はちょっとこう議論したときよくわかりませんでしたけれども、この金額の設定は、周りの周辺のその同じような自治体の料金に大体合わせたということで検討してもらったと思いますけど、それでは来ないんじゃないかな。もっと言うんだったら、ほかの自治体より、自治体からこっちに来てもらうためには、スポーツで来てもらうためには、やはりそれより男鹿市の方がいいじゃないかって、スポーツ好きな人は男鹿市に移住しようかっていう思うような戦略に少しはなるんじゃないかなって思います。

それとあと、こういうことも思います。単なる値上げするだけではなく、人がやは りスポーツをしてもらって、運動してもらって体力をつけてもらって、健康になって もらって健康寿命を延ばしてもらう。そういうことを思ったときに、例えばこれこの ままとるんじゃなくて、先ほどもちょっと回数券とかってありましたけども、回数券 だけではなく、年間のフリーパスとかですね、例えば年間五、六万かかるところを ね、年間1万円のパスでもいいじゃないですか。そうすると1万円を一生懸命、それ 以上稼ごうと思って、1万円以上、普通210円のところをね50回頑張って行けば、もっと自分は得したと思って一生懸命みんな健康になるんじゃないですか。そういう人を逆に、まあ1万円会員でもそれを608人つかんでしまえば、その方がまだ、みんなもっと健康になるんじゃないかなって私は思うんです。だから、ただぽんと値上げするだけではなくして、そういう戦略的なことを考えて、最終的に何が目的なのか、それを考えていかなきゃいけないんでないかということは、私、委員会のときは頭回らなかったし、ぽんと出されたのでわかりませんでしたけど、今いろいろここまで来て考えて、これをこのまま進めていいのかなっていうことをちょっと考えています。詳しいことは委員会でまたやりたいと思います。

最後にもう一つだけ。体育協会さんの方でも、例えばいろいろ考えたり、クラブチームなんかもやっぱりあります。そうすると、クラブチームなんかも年間幾らというような、何だっけ、何とかっていうのは、総合型地域スポーツクラブ、そういうのも年会費とかでやってたり、家族会員は幾らとか、そういういろんな工夫をされています。そういうのでやっぱりみんないろんなスポーツをできる、ということで楽しんでらっしゃる、そういう機会がふえるということを思うと、やはりこの、やっぱり雑多な、いや、ちょっと少しこの出し方がもう少し検討の余地があるんじゃないかなっていうことを思ったりしますけども、詳しくは本当に委員会の方で検討したいと思いますけど、何かコメントあったらお願いします。

○議長(吉田清孝君) 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長(菅原広二君) お答えします。

私の説明が下手なので、料金収入を指定管理料に、今の条例では入っていることになるんでしょうね、恐らく。だけども、私はそういうことを考えてないです。指定管理の見直しをすればいいことですから。総枠をね見直してやっていくと、そういう、先ほどから何回も申し上げているように、指定管理のあり方に私は問題あると思ってますから、そこの抜本的なとっからやっていくいい機会じゃないかなと思ってます。そのことについても、二度会って話ししてます。それは、指定管理の考え方がちょっと理解不足なんじゃないかなということを思ってますから、委託とは違いますから、そのことをまずひとつ申し上げておきます。だから財政的にもやっぱり厳しいですけ

ども、その金をそのままつけてやるということではないと私は解釈してます。

そして、議員がおっしゃるとおり、先ほども三浦議員からも言われましたけども、健康寿命を延ばすとかね、そういうことについて支障があるんじゃないかという話だったので、そのことについては、もう一回委員会でよくもんでもらいたい。まあフリーパスとか安くする料金設定のこととかもありますし、ただ私は、健康寿命の延伸については、やっぱり各地域の人たちの小集団活動といいますか、5人とか10人とかのね。だからそのためには、各支所が非常にこう大事な役割を果たしてるんだと思ってます。何度もお話しして恐縮ですけども、1人介護保険料節減できれば、まあ一月30万ですよね。今、県で2年間健康寿命を延伸するという話ししてますから、そういうことでいくと、もう莫大の金額になるわけですよ。だからそのことのやり方もありますから、いろんなその切り口はあると思います。だからそこあたりも、何とか先ほど私言ったように横ぐしを通すとかね、そういうふうなやり方で、オール男鹿でやればできることもあると思いますので、何とか皆さんから知恵を出して、ひとつお願いしたい。

観光の人も楽しめるっていうのは、先ほど私から言ってるように、そのことが狙って観光文化スポーツ部やったので、おとといの日もミニテニスの大会がありました。それは、ねんりんぴっくの1周年だっていうことでやったんです。私は感心したのは、1周年っていうのは、普通、やるって宣言してもなかなかできないですよね。200人ほど集まってました。しかも八王子からも人が来てました。だからこういうのをもっと観光と連動して、観光協会、その温泉地、宿泊施設とかね、GAOとかのその観光施設とか連動してできないものかなということを、きょうの部長会議で話したとこです。そういうことがまだまだやるところがあると、そういうふうにこう思ってますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) 指定管理者制度につきまして、いま一度、指定 管理者制度の目的についてちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の活力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組み、住民サービスの向上や経費の節減等

を図るという目的で指定管理者制度を導入しているものでございますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

それと、利用料金につきましてですけども、条例上の料金金額につきましては、あくまでその上限を定めたものでありまして、その利用料金につきましては、指定管理者が市長の承認を得て決定するということになっておりますので、その点はご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉田清孝君) さらに質疑ありませんか。
- ○10番(佐藤誠君) 終わります。ありがとうございました。
- ○議長(吉田清孝君) 10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。8番佐藤巳次郎君

○8番(佐藤巳次郎君) 通告もしないで非常に申しわけないんですけれども、今の質疑をいろいろ聞いて、ちょっとどうなのかなと思う点が1点ございます。

で、これ、この新しい料金を体協の収入にすると。市の条例で決めた料金は、私は公金だと思うんすよ。公金。それをそのまま民間の団体さ収入としてやると。使い道も何も決めないでだすよ。それは私は、財政法上おかしいでねえがと思いますよ。本来は、やはり収入は市の歳入にあげると。それで、体協が必要であれば予算を組んで体協へ出すと、これが私は財政のルールだと思いますよ。それを条例で決めて、すぐ体協さお金を出すと、収入にするという手法はどうなのかなと。そのあたりはどうだすか。

○議長(吉田清孝君) 藤原観光文化スポーツ部長【観光文化スポーツ部長 藤原誠君 登壇】

○観光文化スポーツ部長(藤原誠君) お答えいたします。

指定管理者制度につきましては、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について指定管理者制度を導入しているものであります。その制度の中で、利用料金につきましては、指定管理者にその管理をする公の施設の利用に関する料金を指定管理者の収入として収受させることができるという規定されておりまして、市の条例といたしましては利用料金を収受できると定めているものでございます。

○議長(吉田清孝君) 再質疑。8番

○8番(佐藤巳次郎君) それはあくまでも収受だすよ、収受。収受だすよ。料金を体協で受けることはできると、こういうことなんですよ。その金をどうするかということは、また別問題だすよ。収受は仮に体協にさせても、して市の歳入にあげると、これが財政ルールだすよ。今のあれでは、市で体協さ皆やって、体協で何さ使うか我々には全然わがらねえね。公金ってそういうもんでない。これはやはり、私は今の会議だけでなくてよ、やはり議会としてどうなのかと、当局としてもどうなのか、再度やっぱりこの問題の財政のあり方について検討するべきだと思いますので、そのあたり議長についても市長についても申し上げておきたいと。

以上で終わります。

○議長(吉田清孝君) 暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○議長(吉田清孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。再開します。

船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長(船木道晴君) 私から、財務的な部分でお答えをさせていただきます。

地方自治法の改正の趣旨等々につきましては、藤原部長の方からお答えしてございますが、その中で、いわゆる指定管理者制度を導入した場合に、料金はそのまま市がとる場合と、その指定管理を受けた団体が自己の収入として収受できる、この2つがございます。で、例えば本市におきましては、今、オガーレにつきましても株式会社おがに指定管理をさせてございますが、そこであがった収入につきましては、すべて会社の収入であります。で、それと同様、この体育施設につきましても、市の体育協会、指定管理者である市の体協に指定管理をさせて、なおかつ利用料金制をとってございます。で、これは先ほど申し上げましたように、利用料金については、金額については市長の、あくまで上限ですので、金額を定める場合は市長の承認が必要ですが、それを受けて収入に入ったものは自己の収入として収受できるという地方自治法の規定でございますので、財務上は何ら問題がないということであります。

- ○議長(吉田清孝君) いいですよ。8番佐藤巳次郎君
- ○8番(佐藤巳次郎君) この収受させることができると、こういう内容なわけだ。収受だすよ。利用してもいいっては書いてねあんだすよ。受けるんだすよ、料金を。それ以上のことは何も書いてない。ということは公金だということの意味だと思うんすよ。だからだすよ。きちっとしないといけないと。
- ○議長(吉田清孝君) 船木総務企画部長、収受について。

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

- ○総務企画部長(船木道晴君) 先ほどもお答えしておりますけど、自己の収入として収受できるという地方自治法の規定がございまして、それに基づきまして、市の条例でその利用料金について収受させるというような内容になってございますので、一例と申し上げました、例えばオガーレ、あるいはなまはげ館、これについても、収入があれば当然その会社の収入になっております。で、そういう観点で、公金ではございません。それと同様の趣旨で、体協につきましても指定管理者として利用料金制をとっておりますので、体協自身が自分の収入としてその利用料を受け取ることができるという規定になってございますので、財務上はこれで何の問題もないということであります。
- ○議長(吉田清孝君) なお、この後、予算特別委員会等で疑義の点について質疑していただきたいと思います。

以上で、佐藤巳次郎君の質問を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第64号から第68号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長(吉田清孝君) 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第69号については、予算特別委員会へ付託することにご 異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第69号については、予 算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会の設置、付託

○議長(吉田清孝君) 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第62号及び第63号については、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号及び第63号に ついては、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設 置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月12日、午前10時より、議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長(吉田清孝君) お諮りいたします。明日11日から20日までは議事の都合に より休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、明日11日から20日までは 議事の都合により休会とし、9月21日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の 報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時54分散 会

議 案 付 託 一 覧 表

総務委員会

議案第64号 男鹿市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

議案第65号 男鹿市公園条例等の一部を改正する条例について

議案第66号 男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第67号 市道の廃止について

議案第68号 市道の認定について

産業建設委員会

議案第53号 市道の廃止について

議案第54号 市道の認定について

予算特別委員会

議案第69号 平成30年度男鹿市一般会計補正予算(第3号)について

決算特別委員会

議案第62号 平成29年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成29年度男鹿市特別会計歳入歳出決算の認定について